

業務委託契約書

頭書

1	業務の名称	令和5年度道路防災国交付金事業（防災・安全交） （国）473号道路防災点検業務
2	業務の場所	浜松市天竜区管内
3	業務委託料	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4	履行期間	令和 年 月 日から令和6年9月30日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第13条のとおり（請求の日から起算して30日以内）
7	前金払	不可
8	仕様書等	実施設計書、特記仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊟

受託者 住所又は所在地

氏名又は名称

条 項

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了（この契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。）させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときにおいては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務の目的及び内容)

- 第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。
- 2 業務の内容は、仕様書等のおりとする。

(業務の場所)

- 第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

(業務委託料)

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

(履行期間)

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 委託者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を受託者に返還する。ただし、委託者が次の各号に掲げる金銭を受託者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第33条又は第34条に規定する違約金
- (2) 第35条又は第38条に規定する遅延損害金
- (3) 第37条の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務予定表等の提出)

第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。

3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

(業務委託の調査等)

第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

(業務完了報告及び成果物の提出)

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を直ちに提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 委託者は、成果物等を受領したときは、直ちに当該成果物等について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の合否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で成果物等の補修又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 成果物の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

(支払の請求)

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

(前金払の請求)

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(支払期限等)

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

(仕様書等の変更)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(不可抗力による業務の中止)

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

(その他の事由による業務の中止)

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(受託者の請求による履行期間の延長変更)

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。

3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

(履行期間の変更方法)

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(業務委託料の変更方法)

第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、変更後の設計額から消費税及び地方消費税の額を減じて得た額に、変更前の業務委託料を変更前の設計額で除して得た割合を乗じ、千円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てた額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を変更後の業務委託料とするものとする。

- 2 業務委託料の変更において、前項の規定により難い特別な理由があると認められる場合には、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(臨機の措置)

第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(事故等の報告と処理等)

第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。
- 3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(不可抗力による損害)

第26条 成果物の引渡し前に、不可抗力により成果物その他業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

(契約不適合責任)

第27条 委託者は、成果物の引渡し後に、成果物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受託者に対しそれを通知するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、委託者は受託者に対し、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指定する方法により、受託者の費用負担で、成果物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(1) 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるとき。

(2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、委託者が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を受託者に通知しなかったとき。

3 受託者は、委託者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。

4 委託者が受託者に成果物の補修を請求することができる場合において、委託者自らが成果物を補修し、又は第三者に成果物を補修させたときは、委託者は、受託者に対し、成果物の補修に要した費用を請求することができる。

(委託者の業務委託料減額請求権)

第28条 前条第2項の規定により委託者が受託者に履行の追完を請求することができる場合であっても、委託者は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、業務委託料の減額を受託者に請求することができる。

2 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。

(2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

(委託者による解除権の行使及び損害賠償請求)

第29条 前2条の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(委託者の催告による解除)

第30条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて成果物等の補修又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する成果物等の補修又は追加がないとき。
- (3) 第27条第2項の規定に基づき受託者に履行の追完を請求することができる場合において、委託者が相当な期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第31条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第32条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員その他常時業務委託を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められ

るとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（受託者による解除）

第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- (1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。
- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第34条 受託者は、第31条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、成果物の引渡し後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第35条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に成果物の引渡しがあったときは、履行期間の満了日の翌日からその引渡し日までの日数とし、履行期間経過後に成果物の引渡しを受けず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

(違約金等の計算基礎とする業務委託料)

第36条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
-------------	----------

(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

（委託者の損害賠償請求権）

第37条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第30条又は第31条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金）

第38条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第39条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（解除の効果）

第40条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、成果物の引渡し前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）

の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 委託者は、第30条又は第31条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第41条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（特許権等の使用）

第42条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作権等の取扱い）

第43条 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、第10条第1項の規定による検査に合格した時点で、委託者に移転する。ただし、成果物に第三者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りでない。この場合において受託者は、委託者に対し、当該著作権がある旨及びその部分を成果物の納入時に書面により示さなければならない。

- 2 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 4 成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担のもとこれに対処し、解決するものとする。

5 著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

(暴力団の排除のための協力)

第44条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(最低賃金法等の遵守)

第45条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(規則の遵守)

第46条 受託者は、業務の履行にあたっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

(地球環境への配慮)

第47条 受託者は、浜松市役所温暖化対策基本方針に基づき、可能な限り地球環境に配慮し、業務を履行するものとする。

(雑則)

第48条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第49条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

令和5年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号道路防災点検業務

特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書(以下「本仕様書」という。)は、浜松市(以下、「発注者」という。)が委託する「令和5年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号道路防災点検業務」(以下「本業務」という。)に適用する。本仕様書は、「浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書(令和5年4月 浜松市)」(以下、「共通仕様書」という。)を補足し、業務に関する作業方法等の必要事項を規定するものである。

2 業務目的

(国)473号(天竜区管内)は緊急輸送道路に指定されており、更には三遠南信自動車道のICへのアクセス道路であることから、更なる道路ネットワークの強化を図るため、平成30年度に実施した道路防災点検結果を基に道路防災対策事業を実施している。また、異常気象時通行規制区間にも指定されており、道路防災対策完了時には異常気象時通行規制区間を解除することを目標としているが、近年の気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化していることから、常気象時通行規制区間にあたり新たな危険要因の抽出や変状の進展を確認するため、道路防災点検(第2絞込)及び防災カルテ点検を行うことを目的とする。

3 適用基準等

本業務は、共通仕様書及び本仕様書によるほか、以下の関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン(令和3年3月、浜松市土木部)
- (2) 道路防災点検要領(平成18年9月、(社)全国地質調査業協会連合会)
- (3) 道路防災点検の手引き(豪雨・豪雪等)(令和4年3月、(社)全国地質調査業協会連合会)
- (4) 防災カルテ作成・運用要領(平成8年12月:財団法人道路保全技術センター)
- (5) その他関係法令・条例・規則・通達等

4 業務対象

・業務対象

対象路線：(国)473号(天竜区管内)

第2次絞込：(国)473号 L=9.8km(別紙1参照)

防災カルテ点検：53箇所(別紙2参照)

	A 落石・崩壊	C 地すべり	E 土石流	F 盛土	G 擁壁	計
要対策	9	0	1	0	0	10
カルテ対応	19	1	17	1	5	43
計	28	1	18	1	5	53

5 配置予定技術者の資格

受託者は、本業務を実施するにあたり、それぞれ以下の資格と実務経験等を有する者とし、発注者に通知しなければならない。

(1) 業務責任者

技術士(建設部門「土質及び基礎、河川・砂防及び海岸・海洋」又は応用理学部門「地質」のいずれか)の資格を有するもの、又は国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、及び港湾海洋調査士(土質・地質調査)は除く))を有するもので道路防災点検業務の実務経験があるもの。(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については11年以上の実務経験を有するものとする。)

(2) 担当技術者

1) 診断員

技術士(建設部門「土質及び基礎、河川・砂防及び海岸・海洋」又は応用理学部門「地質」のいずれか)の資格を有するもの、又は国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、及び港湾海洋調査士(土質・地質調査)は除く))を有するもので道路防災点検業務の実務経験があるもの。(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については11年以上の実務経験を有するものとする。)なお、診断員は業務責任者を兼務することができる。

2) 点検員

国土交通省登録資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格(ただし、地質調査技士資格者(土壌・地下水汚染部門)、及び港湾海洋調査士(土質・地質調査)は除く))を有するもの、又は点検要領が改訂された平成18年9月以降に、財団法人道路保全技術センター又は

一般社団法人全国地質調査業協会連合会等主催の「道路防災点検技術講習会」を受講し、講習会受講証明書を交付された者で地質調査又は道路防災に関する実務経験を有するもの。(実務経験は、大卒については5年以上、短大・高専卒については8年以上、高校卒については11年以上の実務経験を有するものとする。)

6 業務内容

本業務の作業内容は、以下のとおりとする。

6.1 計画準備

(1)業務計画書作成

業務の遂行に先立ち、受託者は特記仕様書に基づき業務計画書を作成し、業務の目的、内容、工程、遂行体制、使用する図書及び基準等について発注者と確認を行う。

(2)資料収集

本業務に有益な知見や必要な資料を収集するとともに、以下に示す情報等を活用し、「A:落石・崩壊」「B:岩盤崩壊」「C:地すべり」「E:土石流」「F:盛土」「G:擁壁」の項目における点検区間の絞込みを行うとともに、安定度調査箇所の選定及び防災カルテ点検に必要な資料を整理する。

- ・平成28年度市単独道路防災事業(国)473号(川合・佐久間地区)道路防災点検・道路斜面維持管理計画策定業務成果品
- ・平成30年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号外道路防災点検業務成果品
- ・令和4年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)152号外道路防災基礎データ分析業務成果品
- ・VIRTUAL SHIZUOKA 静岡県 中・西部 点群データ(オープンデータ)
- ・その他必要な情報

6.2 道路防災点検(第2絞込)

「A:落石・崩壊」「B:岩盤崩壊」「C:地すべり」「E:土石流」「F:盛土」「G:擁壁」の項目における危険要因を抽出することにより安定度調査を実施する必要がある箇所の絞り込みを机上調査及び現地確認にて行う。なお、第2絞込の流れを以下に示す。

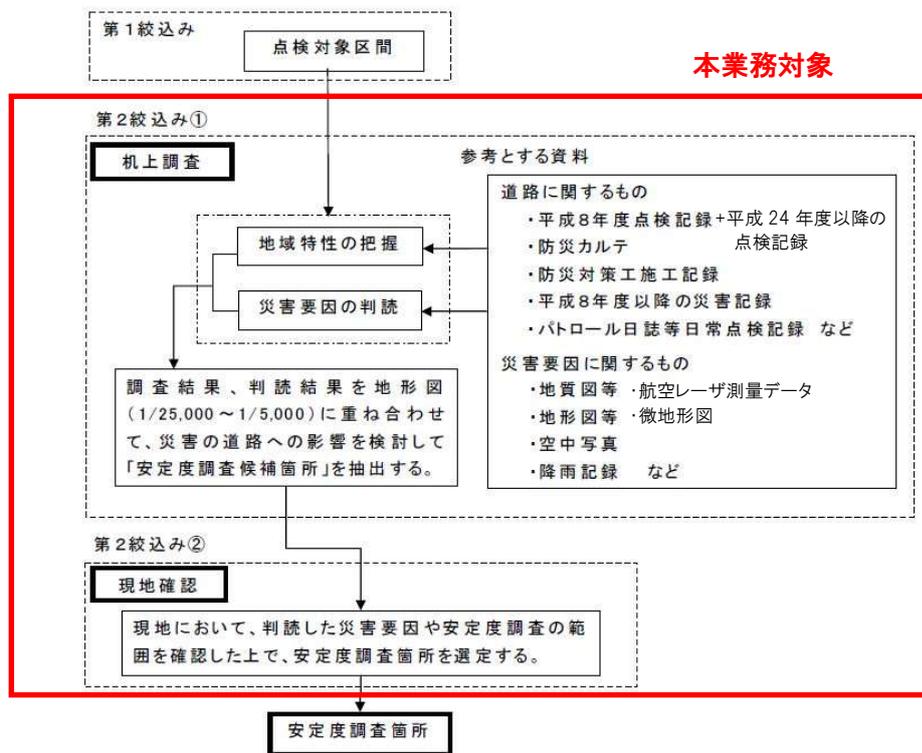


図-1 道路防災点検の流れ

(1) 机上調査

・地域特性の把握

災害の素因となる地形・地質の状況、災害発生状況、防災対策工の施工状況などの地域特性を既存資料等により把握し、1/25,000～1/5,000 程度の地形図上に重ねて表記できる情報を記載する。

・災害要因の判読

微地形図、航空レーザ測量データ、地形図や空中写真等から災害に関して注意を要する地形や地被状況を判別し、その結果を地形図等に記入して整理する。判別した災害要因のうち、道路への影響が考えられる箇所を安定度調査候補箇所として選定する。

(2) 新規安定度調査候補箇所選定

平成28年度市単独道路防災事業(国)473号(川合・佐久間地区)道路防災点検・道路斜面維持管理計画策定業務にて判読した安定度調査候補箇所とは別に、新たに判読された安定度調査候補箇所(以下、新規安定度調査候補箇所)を抽出し、明確にする。

(3) 現地確認

新規安定度調査候補箇所について、災害要因の現状や対策の実施状況を確認し、災害要因の道路への影響を勘案し、安定度調査範囲を確認した上で、安定度調査が必要な箇所を選定する。

6.3 道路防災点検(防災カルテ点検)

(1)点検実施計画書作成

点検に先立ち点検実施計画書を作成する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1)業務内容(概要、調査数量)
- 2)調査箇所
- 3)実施方針(調査方法)
- 4)実施体制
- 5)実施工程表
- 6)安全管理計画
- 7)連絡体制(緊急時含む)
- 8)関係機関協議(交通規制含む)
- 9)その他委託者が必要と判断した事項

(2)防災カルテ点検(現地調査による点検)

平成30年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号外道路防災点検業務における安定度調査により「要対策」及び「カルテ対応」と判定された箇所(計:53箇所)について、点検要領、手引き及び防災カルテ作成・運用要領に基づき、現地調査を実施し、変状の進展や新たな変状が発生していないかを確認する。

(3)防災カルテ修正

防災カルテ点検における現地調査の結果をもとに、平成30年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号外道路防災点検業務にて作成した防災カルテを修正する。様式は防災カルテ様式A.B.C.D及び写真帳であり、点検対象項目にて様式が異なるため、指定された点検対象項目の様式を修正すること。

(4)防災カルテ点検結果一覧表作成

防災カルテ点検結果の一覧表を作成する。なお、平成30年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号外道路防災点検業務にて作成した安定度調査一覧表(別紙2-2)に本業務の点検結果を追記し、過年度の点検結果とも対照できるようにする。

6.3 報告書作成

本業務において、作成した資料を整理し報告書としてとりまとめる。なお、選定された安定度調査箇所は「A:落石・崩壊」、「B:岩盤崩壊」については、延長及び比高が箇所ごとに分かるように、「C:地すべり」「E:土石流」「F:盛土」「G:擁壁」については、延長、比高、面積が分かるように一覧表として整理すること。また、新規安定度調査箇所を明確に表記すること。なお、選定された安定度調査箇所の図面は、監督員と協議の上、施設番号及び範囲を明確に表示すること。

6.4 打合せ協議

本業務において、履行期間中に行う打ち合わせ協議の回数は、原則として業務着手時、中間(4回)及び成果品納入時の計6回とする。その他協議が必要な場合は、発注者が別途指示す

るものとする。なお、全ての打合せに、原則として担当技術者の診断員が立ち会うものとする。また、打合せの際は、「打合せ記録簿」に内容記録し、相互に確認しなければならない。

- ・業務着手時
- ・中間時 4回：机上調査結果確認時・現地確認箇所の確認時・点検実施計画書策定時/
防災カルテ点検結果の確認時
- ・成果品納入時

7 成果品

本業務における納入成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1)業務報告書(A4版製本) | 2部 |
| (2)業務報告書(概要版) | 2部 |
| (3)業務報告書の電子データ(DVD-R頭の電子媒体に記録) | 2部 |

8 貸与資料

- ・令平成28年度市単独道路防災事業(国)473号(川合・佐久間地区)道路防災点検・道路斜面維持管理計画策定業務成果品
- ・平成30年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)473号外道路防災点検業務成果品
- ・令和4年度道路防災国交付金事業(防災・安全交)(国)152号外道路防災基礎データ分析業務成果品
- ・発注者はその他本業務に必要な資料を所定の手続きにより受注者へ貸与する。受託者はその取扱い及び保管に充分留意し、業務完了後には速やかに返却する。

9 疑義

業務実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに発注者に申し出て、協議の上これを定めるものとする。

10 その他

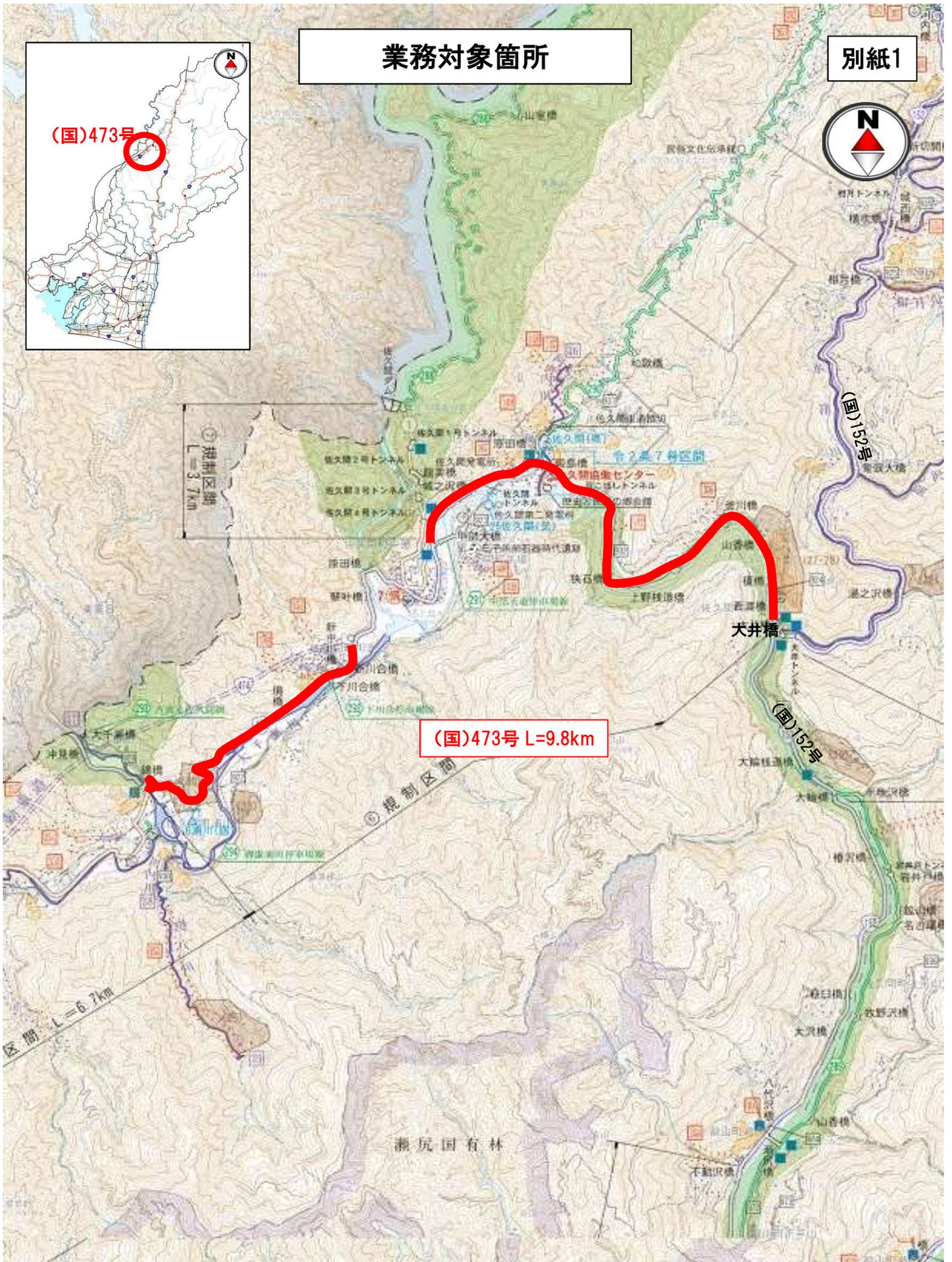
- ・直ちに道路へ影響の出る可能性がある変状を確認した場合は、速やかに発注者へ連絡する。
- ・現地調査にて机上調査では把握できなかった新たな変状を確認した場合は、発注者と協議し対応方針を決定する。

業務対象箇所

別紙1

(国)473号

(国)473号 L=9.8km



平成30年度(国)473号道路防災点検 安定度調査結果一覧表

別紙2

通番	施設管理番号	路線名	路線種別	所在地	距離標*1 自～至(ブロック番号-距離(m))	点検対象項目	既往評価		H28 新規	車線			緊急輸送道路	事別 通行 規制 区間	H8以降 被災履歴	評点	総合評価*3	地震時の安定性 (落石崩壊のみ)
							H2*2	H8		上	下	他						
1	J473A101	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 85 ~ 3 - 135	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
2	J473E002	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 135 ~ 3 - 145	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	95	カルテ対応 (要補修)	
3	J473A102	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 144 ~ 3 - 275	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	68	要対策	不安定
4	J473A005	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 276 ~ 3 - 334	落石・崩壊	III	-	-	●			指定有	指定有	-	51	要対策	不安定
5	J473E101	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 334 ~ 3 - 361	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	70	対策不要	
6	J473A006	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 361 ~ 3 - 483	落石・崩壊	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
7	J473E102	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 483 ~ 3 - 494	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	50	対策不要	
8	J473E103	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 497 ~ 3 - 509	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	50	カルテ対応 (要補修)	
9	J473A103	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 508 ~ 3 - 595	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
10	J473A007	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 595 ~ 3 - 665	落石・崩壊	III	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
11	J473A104	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 840 ~ 3 - 1017	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	56	要対策	不安定
12	J473G101	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 830 ~ 3 - 990	擁壁	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	110	カルテ対応	
13	J473A008	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1071 ~ 3 - 1118	落石・崩壊	I	-	-	●			指定有	指定有	-	72	要対策	不安定
14	J473A009	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1176 ~ 3 - 1263	落石・崩壊	II	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
15	J473C001	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1263 ~ 3 - 1340	地すべり	I	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	
16	J473G103	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	3 - 1304 ~ 3 - 1339	擁壁	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	60	対策不要	
17	J473E104	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1342 ~ 3 - 1360	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	70	カルテ対応	
18	J473A010	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1361 ~ 3 - 1387	落石・崩壊	II	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
19	J473E003	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	3 - 1386 ~ 4 - 4	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	55	対策不要	
20	J473A105	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 5 ~ 4 - 211	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	43	カルテ対応 (要補修)	不安定
21	J473A011	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 203 ~ 4 - 250	落石・崩壊	II	要対策	-	●			指定有	指定有	-	28	カルテ対応	不安定
22	J473E004	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 250 ~ 4 - 260	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	95	カルテ対応 (要補修)	
23	J473C101	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 260 ~ 4 - 560	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	40	対策不要 (要補修)	
24	J473A012	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 260 ~ 4 - 560	落石・崩壊	III	-	-	●			指定有	指定有	-	41	カルテ対応	不安定
25	J473E005	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 560 ~ 4 - 581	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	55	カルテ対応	
26	J473A013	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 580 ~ 4 - 853	落石・崩壊	II	要対策	-	●			指定有	指定有	-	48	カルテ対応 (要補修)	不安定
27	J473F105	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	4 - 835 ~ 4 - 900	盛土	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	10	対策不要	
28	J473A014	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 860 ~ 4 - 1026	落石・崩壊	IV	カルテ対応	-	●			指定有	指定有	-	48	カルテ対応	不安定

平成30年度(国)473号道路防災点検 安定度調査結果一覧表

別紙2

通番	施設管理番号	路線名	路線種別	所在地	距離標*1 自～至(ブロック番号-距離(m))	点検対象項目	既往評価		H28 新規	車線			緊急輸送道路	事別 通行 規制 区間	H8以降 被災履歴	評点	総合評価*3	地震時の安定性 (落石崩壊のみ)
							H2*2	H8		上	下	他						
29	J473E105	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1027 ~ 4 - 1083	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	30	対策不要	
30	J473A015	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1082 ~ 4 - 1204	落石・崩壊	IV	-	-		●		指定有	指定有	-	50	カルテ対応	安定
31	J473C102	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1204 ~ 4 - 1468	地すべり	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	39	対策不要	
32	J473A016	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1204 ~ 4 - 1468	落石・崩壊	IV	-	-		●		指定有	指定有	-	46	カルテ対応	不安定
33	J473E006	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1468 ~ 4 - 1479	土石流	IV	-	-		●		指定有	指定有	-	45	カルテ対応 (要補修)	
34	J473A017	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1479 ~ 4 - 1705	落石・崩壊	IV	-	-		●		指定有	指定有	-	58	カルテ対応	安定
35	J473G105	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合	4 - 1651 ~ 4 - 1685	擁壁	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	105	カルテ対応	
36	J473A106	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 110 ~ 8 - 200	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	54	カルテ対応 (要補修)	不安定
37	J473A024	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 200 ~ 8 - 547	落石・崩壊	-	カルテ対応	-		●		指定有	指定有	H27 落石	40	対策不要	不安定
38	J473C103	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 200 ~ 8 - 547	地すべり	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	31	対策不要	
39	J473G002	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 200 ~ 8 - 547	擁壁	-	カルテ対応	-		●		指定有	指定有	-	100	カルテ対応 (要補修)	
40	J473E106	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 547 ~ 8 - 559	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	H30 土石流	100	要対策	
41	J473A107	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	8 - 558 ~ 8 - 652	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	0	対策不要	安定
42	J473E107	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 652 ~ 8 - 666	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	20	対策不要	
43	J473A108	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 666 ~ 8 - 729	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	41	カルテ対応 (要補修)	不安定
44	J473G106	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 700 ~ 8 - 765	擁壁	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	90	カルテ対応 (要補修)	
45	J473A109	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 728 ~ 8 - 762	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	75	要対策	不安定
46	J473A110	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 762 ~ 8 - 762	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	74	要対策	不安定
47	J473A111	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	8 - 934 ~ 8 - 1034	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	安定
48	J473E108	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 429 ~ 10 - 450	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	70	カルテ対応	
49	J473A112	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 451 ~ 10 - 490	落石・崩壊	-	-	新規			●	指定有	指定有	-	53	カルテ対応	不安定
50	J473A113	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 746 ~ 10 - 770	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	43	カルテ対応	不安定
51	J473F107	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 762 ~ 10 - 852	盛土	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	20	カルテ対応	
52	J473A027	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 770 ~ 10 - 854	落石・崩壊	III	-	-		●		指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
53	J473E109	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 854 ~ 10 - 900	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	100	カルテ対応	
54	J473A114	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 900 ~ 10 - 927	落石・崩壊	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	37	カルテ対応	不安定
55	J473E110	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 927 ~ 10 - 953	土石流	-	-	新規		●		指定有	指定有	-	70	カルテ対応	
56	J473E008	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 953 ~ 10 - 975	土石流	IV	-	-		●		指定有	指定有	-	100	カルテ対応 (要補修)	

平成30年度(国)473号道路防災点検 安定度調査結果一覧表

別紙2

通番	施設管理番号	路線名	路線種別	所在地	距離標*1 自～至(ブロック番号-距離(m))	点検対象項目	既往評価		H28 新規	車線			緊急輸送道路	事別 通行 規制 区間	H8以降 被災履歴	評点	総合評価*3	地震時の安定性 (落石崩壊のみ)
							H2*2	H8		上	下	他						
57	J473A115	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 975 ~ 10 - 1120	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	40	カルテ対応 (要補修)	不安定
58	J473E111	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1120 ~ 10 - 1130	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	95	カルテ対応 (要補修)	
59	J473A116	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1130 ~ 10 - 1250	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	67	要対策	不安定
60	J473E112	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1250 ~ 10 - 1260	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	45	カルテ対応	
61	J473A117	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1260 ~ 10 - 1447	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	不安定
62	J473A118	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1447 ~ 10 - 1708	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	43	カルテ対応 (要補修)	不安定
63	J473C104	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1447 ~ 10 - 1708	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	16	対策不要	
64	J473A119	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1708 ~ 11 - 5	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	69	要対策	不安定
65	J473C105	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	10 - 1708 ~ 11 - 5	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	29	対策不要	
66	J473C002	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 48 ~ 11 - 185	地すべり	I	-	-	●			指定有	指定有	-	45	カルテ対応 (要補修)	
67	J473A028	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 185 ~ 11 - 250	落石・崩壊	I	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	安定
68	J473A029	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 250 ~ 11 - 360	落石・崩壊	II	-	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	安定
69	J473A120	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 360 ~ 11 - 530	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	不安定
70	J473A121	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 530 ~ 11 - 590	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要 (要補修)	不安定
71	J473C106	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 530 ~ 11 - 590	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	8	対策不要	
72	J473A030	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 590 ~ 11 - 880	落石・崩壊	III	カルテ対応	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
73	J473C107	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 590 ~ 11 - 880	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	42	対策不要	
74	J473G003	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 590 ~ 11 - 880	擁壁	-	カルテ対応	-	●			指定有	指定有	-	105	カルテ対応	
75	J473A122	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 880 ~ 11 - 970	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	43	カルテ対応	安定
76	J473E009	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	11 - 970 ~ 11 - 990	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	70	カルテ対応	
77	J473A123	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 990 ~ 11 - 1156	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	33	カルテ対応	安定
78	J473E113	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1156 ~ 11 - 1170	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	50	カルテ対応 (要補修)	
79	J473A124	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1170 ~ 11 - 1271	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	安定
80	J473E114	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部	11 - 1271 ~ 11 - 1290	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	
81	J473A125	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1290 ~ 11 - 1582	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	H27 倒木	52	カルテ対応	安定
82	J473E115	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1582 ~ 11 - 1590	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	65	対策不要	
83	J473A031	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1590 ~ 12 - 4	落石・崩壊	-	カルテ対応	-	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	安定

平成30年度(国)473号道路防災点検 安定度調査結果一覧表

別紙2

通番	施設管理番号	路線名	路線種別	所在地	距離標*1 自～至(ブロック番号-距離(m))	点検対象項目	既往評価		H28 新規	車線			緊急輸送道路	事別 通行 規制 区間	H8以降 被災履歴	評点	総合評価*3	地震時の安定性 (落石崩壊のみ)
							H2*2	H8		上	下	他						
84	J473C108	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	11 - 1590 ~ 12 - 4	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	21	対策不要 (要補修)	
85	J473E116	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間	12 - 4 ~ 12 - 30	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	30	対策不要	
86	J473A032	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 30 ~ 12 - 210	落石・崩壊	I	要対策	-	●			指定有	指定有	-	49	カルテ対応 (要補修)	不安定
87	J473E117	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 210 ~ 12 - 225	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	70	カルテ対応	
88	J473A126	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 225 ~ 12 - 368	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	86	要対策	不安定
89	J473E010	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 368 ~ 12 - 380	土石流	IV	-	-	●			指定有	指定有	-	45	カルテ対応	
90	J473A127	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 380 ~ 12 - 467	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	安定
91	J473E118	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 467 ~ 12 - 474	土石流	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	50	カルテ対応 (要補修)	
92	J473A128	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 474 ~ 12 - 770	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	安定
93	J473C109	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 474 ~ 12 - 770	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	H10 地すべり	0	対策不要	
94	J473A129	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 770 ~ 12 - 1174	落石・崩壊	-	-	新規	●			指定有	指定有	-	0	対策不要	不安定
95	J473C110	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 770 ~ 12 - 1174	地すべり	-	-	新規	●			指定有	指定有	H10 地すべり	0	対策不要	
96	J473G006	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 1174 ~ 13 - 480	擁壁	-	カルテ対応	-	●			指定有	指定有	-	65	対策不要	
97	J473C003	国道473号	一般国道 (指定区間外)	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井	12 - 1174 ~ 13 - 480	地すべり	-	要対策	-	●			指定有	指定有	H10 地すべり	0	対策不要	

*1 距離標は道路台帳に記載されている「ブロック番号」「区間延長」から算出

*2 平成2年点検は下記の通り、評定点に基づいて評価している

点検対象項目	評価 I	評価 II	評価 III	評価 IV
落石・崩壊	80点以上	60点以上	40点以上	40点未満
地すべり	80点以上	60点以上	60点未満	対策不要
土石流	80点以上	60点以上	40点以上	40点未満

*3 総合評価の凡例は下記の通り

評価	評価基準
要対策	対策が必要と判断される(災害に至る可能性のある要因が、明らかに認められる箇所)
カルテ対応	防災カルテを作成し対応する(将来的には対策が必要となる場合が想定されるものの、当面「防災カルテ」による監視等で管理していく箇所)
カルテ対応(要補修)	「防災カルテを作成し対応する」と判断された箇所のうち、土砂撤去や構造物損傷箇所の軽微な修繕等の補修が必要な箇所
対策不要	特に新たな対応を必要としない(災害の要因となるものが発見されず、特に新たな対応を必要としない箇所)
対策不要(要補修)	「特に新たな対応を必要としない」と判断された箇所のうち、土砂撤去や構造物損傷箇所の軽微な修繕等の補修が必要な箇所

令和 5 年度 実施設計書

審査 設計者

委託名 令和5年度道路防災国交付金事業（防災・安全交）（国）473号道路防災点検業務

路線河川名 (国) 473号 委託箇所 浜松市天竜区管内地内

委託金額

委託期間 令和 6年 9月30日限り

委託概要
道路防災点検（第2次検込） 一式
防災カルテ点検 一式

歩掛・単価適用年度 令和 6年 2月 基本単価 令和 6年 2月 地区コード 230 地区

起 終 点 指 定 ⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路施設点検業務委託					
直接人件費					
- 施設点検業務					
	式	1			
--- 道路施設点検業務					
	式	1			
---- 計画準備					施設第 1号表 ME100
	式	1			
---- 第2次検込					施設第 4号表 ME200
	式	1			
---- 防災カルテ点検					施設第 8号表 ME300
	式	1			
---- 報告書作成					施設第 12号表 ME400
	式	1			
---- 打ち合わせ協議 計6回(業務着手時、中間(4回)、成果品納入時)					施設第 13号表 ME500
	式	1			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費計					
直接経費					
事務用品費（道路点検のみ）					
旅費交通費（率）（区分：調査、計画）	式	1			
電子成果品作成費（その他）	式	1			
	式	1			
直接経費計					
直接原価					
その他原価					
	式	1			
業務原価					

ME100		計画準備			施設第 1号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
業務計画書作成				式		1						施設第 2号表	ME110
資料収集				式		1						施設第 3号表	ME120
計													

ME110		業務計画書作成			施設第 2号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
技師 (A)				人									#
技師 (B)				人									#
技師 (C)				人									#
計													

1, #等: 諸経費等対象額

ME120		資料収集			施設第 3号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師													#
				人									#
技師 (A)													#
				人									#
技師 (C)													#
				人									#
計													

ME200		第2次絞込			施設第 4号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
机上調査				式		1						施設第 5号表	ME210
新規安定度調査候補箇所を選定				式		1						施設第 6号表	ME220
現地確認				箇所		7						施設第 7号表	ME230
計													

ME 2 1 0		机上調査		施設第 5号表									
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師													#
				人									#
技師 (A)													#
				人									#
技師 (C)													#
				人									#
計													

ME220		新規安定度調査候補箇所の選定			施設第 6号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師				人									#
技師 (A)				人									#
技師 (B)				人									#
技師 (C)				人									#
計													

ME230		現地確認		施設第 7号表									
金	円	1箇所当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
技師 (A)													#
				人									#
技師 (C)													#
				人									#
技術員													#
				人									#
計													

1, #等:諸経費等対象額

ME300		防災カルテ点検			施設第 8号表	
金 円		1 式当り				
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要	
計画準備	業務	1				
防災カルテによる点検 落石・崩壊 岩盤崩落 地滑り 土石流 丘陵地・低山地	箇所	47			施設第 9号表	
防災カルテによる点検 盛土	箇所	1			施設第 10号表	
防災カルテによる点検 擁壁	箇所	5			施設第 11号表	
防災カルテ修正・報告書作成	箇所	53				
計						

防災カルテによる点検
落石・崩壊 岩盤崩落 地滑り 土石流 丘陵地・低山地

施設第 9号表

金 円 10 箇所当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(C)	人				
技術員	人				
計					
単価	箇所				

防災カルテによる点検
盛土

施設第 10号表

金 円		10 箇所当り				
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	人					
技術員	人					
計						
単価	箇所					

防災カルテによる点検
擁壁

施設第 11号表

金 円		10 箇所当り				
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	人					
技術員	人					
計						
単価	箇所					

ME400		報告書作成			施設第 12号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師													#
				人									#
技師 (A)													#
				人									#
技師 (B)													#
				人									#
技師 (C)													#
				人									#
技術員													#
				人									#
計													

ME500		打ち合わせ協議 計6回(業務着手時、中間(4回)、成果品納入時)			施設第 13号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
業務着手時				回		1						施設第 14号表	ME510
中間				回		4						施設第 15号表	ME520
成果品納入時				回		1						施設第 16号表	ME530
計													

ME510		業務着手時		施設第 14号表									
金	円	1 回当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師													#
				人									#
技師 (A)													#
				人									#
技師 (B)													#
				人									#
計													

ME520		中間		施設第 15号表									
金	円	1 回当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師													#
				人									#
技師 (A)													#
				人									#
技師 (B)													#
				人									#
計													

1, #等: 諸経費等対象額

ME530		成果品納入時		施設第 16号表										
金	円	1 回当り												
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要	
主任技師														#
				人										#
技師 (A)														#
				人										#
技師 (B)														#
				人										#
計														

1, #等: 諸経費等対象額